

大 個 審 第 2 6 号
(答 申 第 3 4 1 号)
令和元年 8 月 3 0 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 柳 井 健 一

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

令和元年 8 月 2 7 日付けス第 1 5 3 3 号で諮問のありました「大阪府で走行する東京 2 0 2 0 オリンピック聖火リレーの聖火ランナー公募の実施に係る個人情報の取扱いについて」に係る大阪府個人情報保護条例 (以下「条例」という。) 第 7 条第 5 項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項について、審議の結果、その収集する要配慮個人情報が事業の目的を達成するために必要不可欠と認められることから、下記事項に留意の上、例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

なお、実施機関においては、個人情報保護の重要性を十分に認識し、今後、個人情報の取扱いに当たっては、条例の趣旨を踏まえ、事業の開始前に諮問を行うなど適切な対応を求めます。

記

- 1 東京 2 0 2 0 オリンピック聖火リレーの聖火ランナー公募に係る請書における「個人情報取扱特記事項」に基づき、委託先において、本事業のために用いる個人情報の作業責任者、作業場所、保管場所、保存期間等を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理がなされるよう求めること。
- 2 委託先において、収集する個人情報は、本事業を実施するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行うよう求めること。
- 3 委託先において、本事業の個人情報を取り扱う利用者は、本事業を実施するために必要最小限の人数とするよう求めること。
- 4 委託先において、収集した個人情報を保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去するよう求めること。
- 5 実施機関において、「個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」に基づき本事業のために用いる個人情報の管理責任者、担当職員、保管場所、保存期間等

を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とし、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実に速やかに廃棄すること。

- 6 本事業において、個人情報の提供先に対し、当該個人情報の使用目的や使用方法の制限を付すなど、必要な措置を講ずるよう求めること。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井 健一、島村 健、赤津 加奈美、近藤 亜矢子、長谷川 佳彦